

宮監第159号
令和3年8月17日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 塚田 典 功

同 山崎 昌 子

住民監査請求について (通知)

令和3年7月13日付で收受いたしました地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件請求」という。)につきまして、下記の理由により却下します。

記

法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることを規定している。

本件請求は、東西基幹公共交通の整備に関する事業(以下「本件事業」という。)に係る令和2年度の支出(以下「本件支出」という。)という財務会計上の行為に触れている記述はあるものの、その内容は本件事業について中断・中止を求めるものである。

本件事業の推進は、総合的な判断を前提とする宇都宮市の行政施策上の問題であると考えられる。あらゆる行政施策は実現の過程で公金支出その他の財務会計行為を伴うが、その原因となる行政施策を住民監査請求の対象とすることは、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない行政施策を対象とすることになり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度の趣旨を逸脱する。

本件請求が適法な住民監査請求であるためには、本件に係る財務会計上の行為が違法・不当であることを記述すべきところ、本件請求には、そのことについての格別の記述がなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性が客観的に示されているとはいえず、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての請求であるとは認められない。

以上により、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。